

緊急銃猟対応マニュアル

青 森 県 中 泊 町

令 和 8 年 3 月

目 次

1	はじめに	1
	(1) 背景と目的	1
	(2) 定義・用語整理	1
2	緊急銃猟に備えた平時における事前準備	2
	(1) 対応体制の整備	2
	(2) 許可権限	4
	(3) 連絡体制の構築	5
	(4) 捕獲者リストの作成	7
	(5) 机上訓練・実地訓練	7
	(6) 保険加入	7
	(7) 必要な資材・備品の確保	7
	(8) 地域住民に対する情報発信	8
3	緊急銃猟実施に向けた現場対応	10
	(1) 通報から緊急銃猟実施までの流れ	10
	(2) 通報時の対応	12
	(3) 射線方向、交通規制範囲、地域住民等の退避範囲等の対応方針の決定	13
	(4) 緊急銃猟の実施	14
	(5) 緊急銃猟実施後の対応	14
別紙1	緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	17
別紙2	緊急銃猟確認チェックリスト	18
別紙3	緊急銃猟実施報告様式	19

1 はじめに

(1) 背景と目的

近年、ツキノワグマやイノシシ等の大型野生獣が市街地や住宅地に出没する事例が増加傾向にあり、人身被害の発生が懸念されているほか、地域住民の不安が深刻化している状況にある。従来の狩猟制度や有害鳥獣捕獲制度では、実施区域・期間の制限や手続き上の制約があることから、突発的な出没事案に迅速に対応することが困難であった。このため、地域住民の生命・身体の安全を確保する観点から、緊急的な捕獲体制整備が求められたことから、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「法」という。）」の緊急銃猟制度の創設を内容とする改正がなされ、令和7年9月1日より施行された。

緊急銃猟制度は、危険鳥獣が市街地等の人の日常生活圏に侵入した場合、有害鳥獣捕獲や通常の追い払い等で対応できない状況に即応し、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、銃器を用いて捕獲することを可能とする制度である。

緊急銃猟を実施する際には、多数の法令を確認する必要があるほか、関係機関との連携などの迅速さと地域住民の安全確保を両立させることが必要不可欠であり、事前の準備を行っていないければ対応は困難を極める。本マニュアルは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「施行令」という。）」第1条に規定される危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した場合に備えて、緊急銃猟を迅速かつ安全に行うための体制と準備を整えることを目的とする。

(2) 定義・用語整理

ア 緊急銃猟

危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、法第34条の2に基づいて市町村長が、銃器の使用による人の生命・身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した危険鳥獣の捕獲等を行うこと。

イ 有害鳥獣捕獲

学術研究、鳥獣の保護又は管理等の目的で、法第9条に基づき環境大臣又は都道府県知事が許可する捕獲行為。青森県においては、昭和56年に狩猟鳥獣及びダイサギ、サギ、トビ、ドバト、サル（下北半島のニホンザルを除く。）並びに飛行場区域内において航空機の安全に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲許可権限を全市町村に移譲している。

ウ 緊急捕獲

有害鳥獣捕獲の一部。ツキノワグマ等が住居集合地域等に出没し、人身又は財産に危険が予想され、緊急の捕獲が必要であると認められる場合、原則、市町村は許可権限を有する鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を捕獲従事者に速やかに付与し、捕獲を依頼するとともに、警察署及び農林水産事務所等の関係機関に情報を提供することとしている。ただし、ツキノワグマ等による人身被害が現に発生しているか、又は人間の生活域において発生するおそれが極めて高く、猟銃による捕獲以外には生命の危機が回避できない状況にあり、かつ、法第9条に基づく許可が時間的・物理的に不可能な場合は、警察部局と密接に連携・協力し、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条

第1項に基づく警察官の命令又は刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲できるものとする。

エ 捕獲者

緊急銃猟実施に当たり、市町村長から委託等を受けて対象危険鳥獣への銃猟を行う者（射手）。

オ 危険鳥獣

人の日常生活圏に出没した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣。ツキノワグマ、イノシシを指す。

カ 錯誤捕獲

本来捕獲したい鳥獣ではない、別の鳥獣がわなにかかること。

キ 住居集合地域

200m以内に人家が10軒以上ある場所を示す。ビニールハウスなどは人家に含まない。

ク 鳥獣被害対策実施隊

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下、「鳥獣被害防止措置法」という。）に基づき中泊町が設置する有害鳥獣捕獲、被害防止対策等の実践活動を行う団体。中泊町においては、青森県猟友会中里支部が所属している。

2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

(1) 対応体制の整備

(表1) 対応者とその役割

対応者	役割
中泊町長	<ul style="list-style-type: none"> 緊急銃猟の実施の決定 錯誤捕獲時等における緊急捕獲許可
農政課	<ul style="list-style-type: none"> 現場の指揮 中泊町民への注意喚起 (中泊町公式HP・中泊町公式SNS、報道機関投込み、広報車による注意喚起等) 情報の統括(報道機関対応等) 安全確保(通行制限、誘導等) 出没場所等の管理者・地権者との調整 関係機関との連絡体制整備 記録 緊急銃猟による被害の有無の確認及び原状回復 損失補償 捕獲個体の適切な処理
総務課(広報担当)	<ul style="list-style-type: none"> 中泊町長、中泊町副町長へ状況報告 広報車による注意喚起、広報 中泊町公式LINEなどによる注意喚起、広報 所管施設等への注意喚起、広報 地元町内会等への注意喚起、広報 直接訪問による注意喚起
環境整備課	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制に関する助言及び補助

	<ul style="list-style-type: none"> ・中泊町営住宅入居者への注意喚起、広報 ・捕獲個体の処理方法の助言
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園等への連絡と注意喚起 ・所管施設等への連絡と注意喚起
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報を小・中学校等への連絡と注意喚起 ・所管施設等への連絡と注意喚起
小泊支所	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と農政課への報告 ・広報車による注意喚起、広報
鳥獣被害対策 実施隊 (猟友会中里支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払い ・捕獲者の推薦 ・出没箇所の調査(誘因物、移動ルート、ねぐら等) ・捕獲者の技術的サポートや照明、盾等による物理的な捕獲者のサポートの実施 ・緊急銃猟による被害の有無の確認及び原状回復 ・捕獲個体の処理
捕獲者(射手)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟の実施 ・捕獲場所・方法等に関する担当課への助言等
隣接する市町 担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の境界付近での危険鳥獣出没情報の共有 ・市町の境界付近での緊急銃猟実施に関する情報の共有 ・市町の境界付近での緊急銃猟実施にあたっての実施体制の共有、事前調整
五所川原警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保、パトロール ・緊急銃猟実施に関する助言等(特に実施場所、射線等) ・交通規制に係る人員配置への協力
北部中央消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・人身被害発生時の対応
県自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・中泊町からの応援要請に応じ、中泊町の指揮の下で活動 ・緊急捕獲の際の住居集合地域等における麻酔銃猟の許可(緊急銃猟時の麻酔銃猟は県の許可不要)
西北農林水産事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・中泊町からの応援要請に応じ、中泊町の指揮の下で活動
西北県土整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・中泊町からの応援要請に応じ、中泊町の指揮の下で活動 ・河川敷による緊急銃猟実施時の助言と許可
つがるにしきた農業 協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺農家への注意喚起 ・周辺農家からの情報収集
津軽森林管理署金木 支署	<ul style="list-style-type: none"> ・森林作業者への注意喚起 ・森林農家からの情報収集 ・国有林利用時の許可
環境省東北地方環境 事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・危険猟法(法第36条、劇薬、毒物等使用)使用時の許可

(2) 許可権限

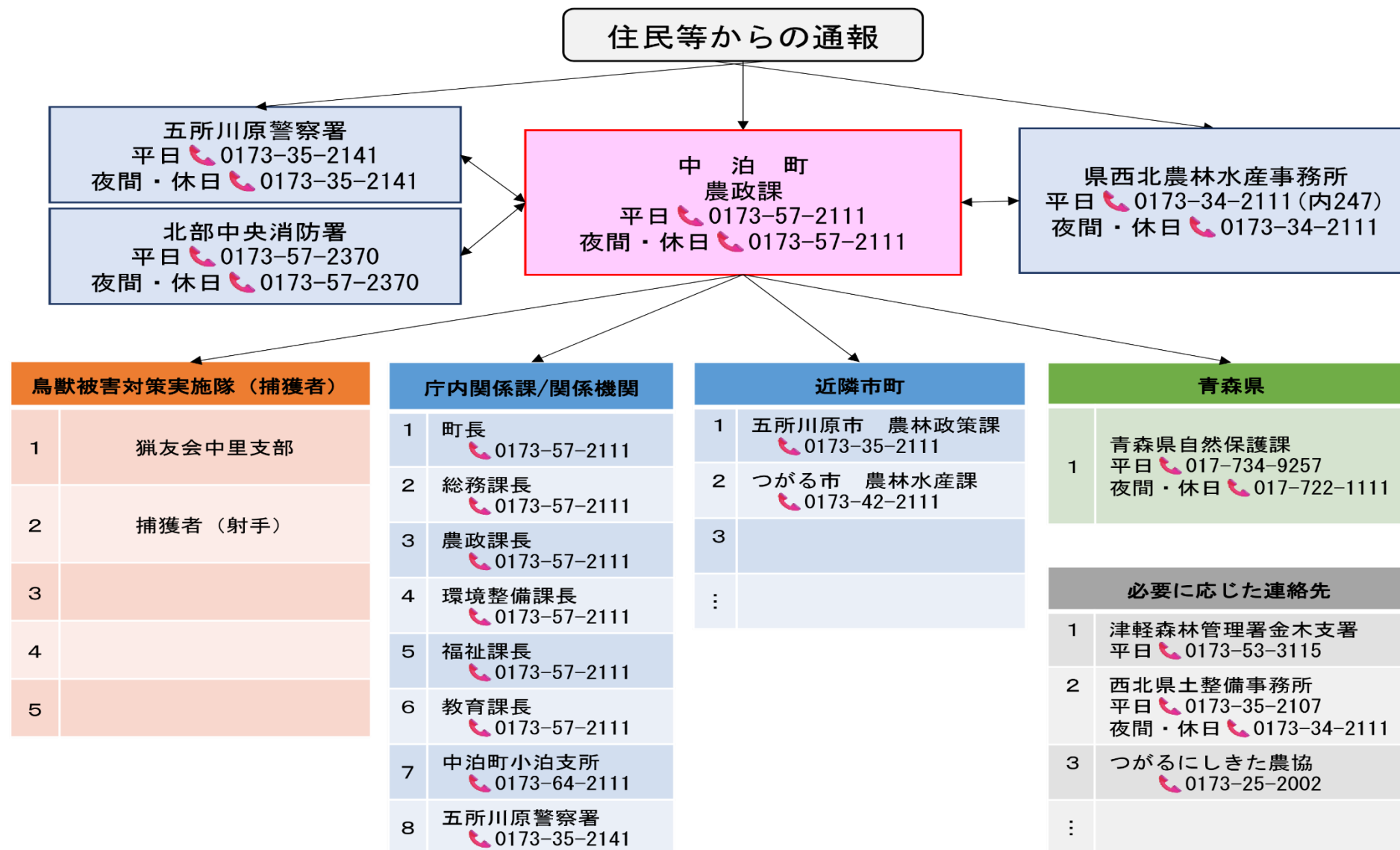
緊急銃猟のほか、関連する下記の行為の許可権限は以下のとおり。

(表2) 許可権限一覧

緊急銃猟	中泊町長
緊急捕獲許可	中泊町長（委任事務規則により昭和56年度に委任済み）
有害捕獲許可	中泊町長（委任事務規則により昭和56年度に委任済み）（ ※同一事務所管内で2市町村以上にまたがり許可を出す必要がある場合は、西北農林水産事務所長 ※2以上の農林水産事務所で管轄する地域にまたがり許可を出す場合は、県自然保護課長
住居集合地域等の 麻酔銃猟許可	県自然保護課長 （緊急捕獲のみ）
県管理河川一時占 用許可	西北県土整備事務所 （猟銃使用箇所による）
国有林占用許可	津軽森林管理署 （猟銃使用箇所による）
警察官職務執行法 による発砲命令	警察官 ※併せて緊急捕獲許可も必要

(3) 連絡体制の構築

(図1) 連絡体制フロー図



(5) 机上訓練・実地訓練

平時からの準備として、緊急銃猟に関する机上訓練及び実地訓練を実施する。銃猟を行うタイミングや銃猟を行うことができる場所について、関係者間で共通の認識を持つこと、対象鳥獣の生態や習性、性質や関係法令、捕獲手法、出没時の対応方針等の必要な知識が得られるよう、定期的な研修を行う。

(6) 保険加入

人の日常生活圏において行う緊急銃猟では、山野における従来の鳥獣捕獲では想定していない器物等への損害が生じる可能性がある。

緊急銃猟により、物損や万一の人身被害が生じた場合には、実施者である中泊町が損失を補償・賠償することとなっているため、あらかじめ保険に加入する。

(7) 必要な資材・備品の確保

緊急銃猟対応のほか人の日常生活圏への危険鳥獣の出没に備え、対応に当たる職員等の安全確保に係る資材、関係者間で必要な情報共有や複数の関係者が連絡を取り合いながら安全かつ確実な捕獲を行うための備品を整備する。

(表3) 資材・備品一覧表

種類	数量 (参考)	備考
捕獲者の証票 (ゼッケン or 腕章)	2	捕獲者用。中泊町長が実施を指示してから受け渡し、着用させる。
土地の立ち入り用証票 (ゼッケン or 腕章)	3	緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できるものにする必要がある。
ヘルメット	15	捕獲者及びサポート者
フェイスシールド	15	捕獲者及びサポート者
耳当て	15	捕獲者及びサポート者
クマ鈴	20	捕獲者及びサポート者
盾	2	ツキノワグマ反撃時の捕獲者緊急退避用、サポート者が装備。(捕獲者1名に対して1名のサポート者を想定)
クマスプレー	12	サポート者分
動物駆逐用煙火	必要個数	追払い及び誘導用
爆竹	必要個数	追払い及び誘導用
ロケット花火	必要個数	追払い及び誘導用
止め刺し	3	捕獲者用
カメラ・ビデオカメラ	1	緊急銃猟の様子を撮影し記録。スマホ等でも可。
懐中電灯等照明器具	必要個数	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要
カラーコーン	必要個数	交通規制時に使用 ※使用に当たっては道路法上許可が必要であることから、事前に警察及び道路管理者と調整が必要
規制テープ	必要個数	交通規制時に使用

		※使用に当たっては道路法上許可が必要であることから、事前に警察及び道路管理者と調整が必要
誘導灯、赤旗等	必要個数	交通規制時に使用
反射材付きベスト	必要数	交通規制時に使用
車両	必要台数	移動及び通行制限範囲明示用として使用
トラック	必要台数	緊急銃猟時の足場及び捕獲個体搬出用
土のう	必要個数	バックストップ補強等
消石灰	必要個数	原状回復時に消毒用として使用
緊急銃猟対応マニュアル	必要部数	
緊急銃猟ガイドライン (環境省作成)	必要部数	
緊急銃猟確認チェック リスト (別紙2)	必要部数	法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト化したもの。中泊町が緊急銃猟の実施可否を判断する際に使用
緊急銃猟を行う捕獲者に 係るチェックリスト (別紙1)	必要部数	法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ中泊町の判断により任意で確認する事項をチェックリスト化
銃猟区域内の航空写真、 国土地理院地図、住宅地 図 等	必要部数	緊急銃猟実施時における交通制限、退避箇所等の範囲決定のための参考資料

(8) 地域住民に対する情報発信

日常の目撃情報等について、とりまとめ中泊町公式HP等で公開するとともに、中泊町公式SNSで情報発信・注意喚起を行う。

緊急銃猟実施にあたり、地域住民の理解が得られるよう、平時から中泊町広報誌等の広報媒体により、緊急銃猟の仕組みや必要性等の周知を行う。

(中泊町公式SNS等発信用文章案)

<p>【ツキノワグマ目撃情報】 下記のとおり、ツキノワグマが目撃されています。 大変危険ですので、目撃情報のあった地点には近づかないなど、充分注意してください。 ◆目撃日時 ○月○日 ○時○分頃 ◆目撃場所 大字○○字◆◆付近 ◆概要 ツキノワグマ○頭</p>	<p>【ツキノワグマによる人身被害発生】 下記のとおり、ツキノワグマ人身被害が発生しています。 大変危険ですので、人身被害が発生している場所には近づかないでください。 ◆日時 ○月○日 ○時○分頃 ◆場所 大字○○字◆◆付近 ◆概要 ○○中の男性/女性がツキノワグマに襲われ、○○を負傷</p>
---	--

3 緊急銃猟実施に向けた現場対応

(1) 通報から緊急銃猟実施までの流れ

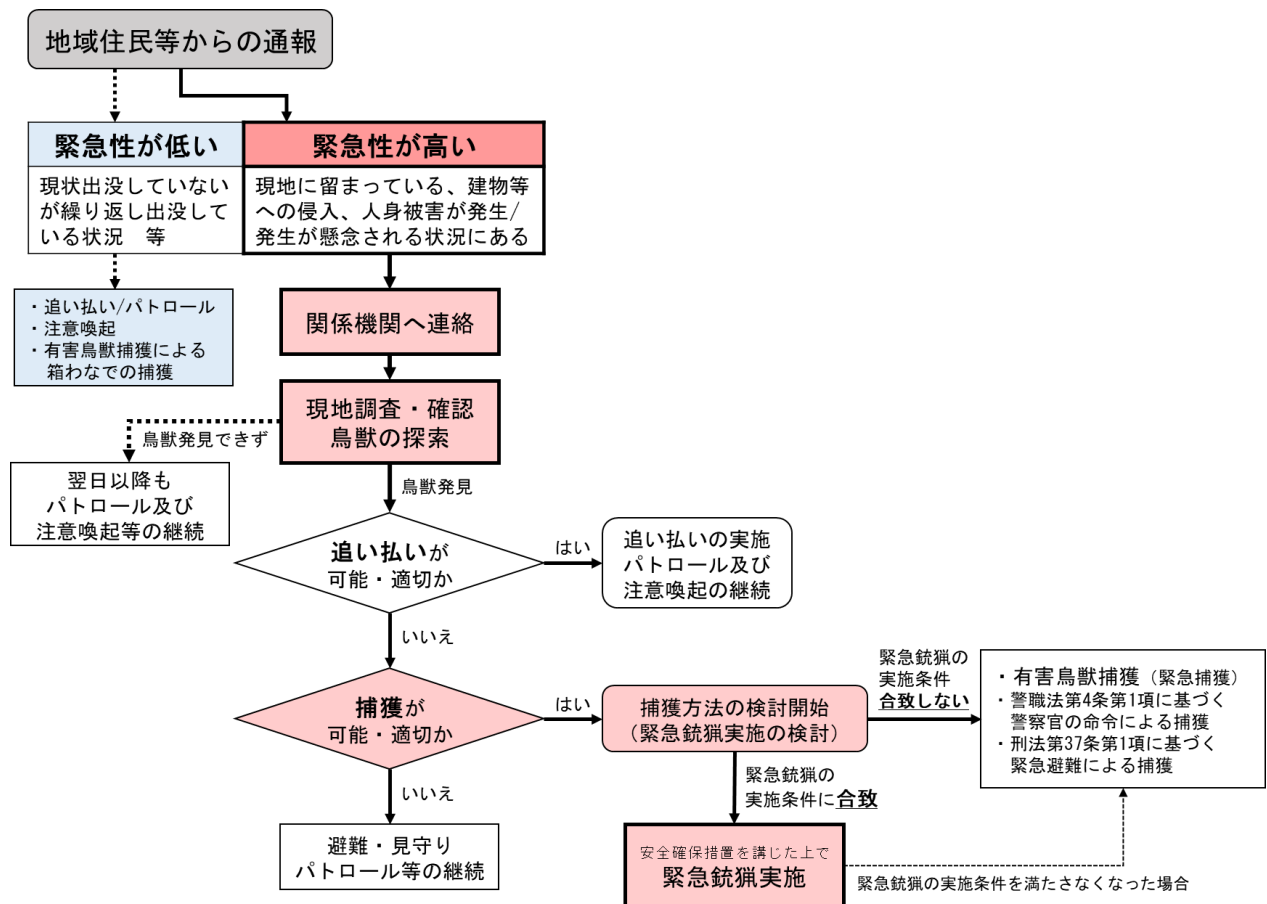
地域住民等からツキノワグマ出没の通報を受けた場合、必要な情報を聞き取り状況に応じた対応を検討する。

(緊急銃猟が実施可能となる4つの条件)

人の日常生活圏において、緊急銃猟を実施するためには、以下の①から④の条件をすべて満たす必要がある。

- ①危険鳥獣が人の日常生活圏へ侵入している/侵入のおそれがある。
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要がある。
- ③銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等が困難
- ④銃猟によって人の生命又は身体に対する危害を及ぼす恐れがない。

(図2) 通報から緊急銃猟の実施までの流れ



(表4) 参考：緊急性の判断

緊急性		
低い	中程度	高い
<ul style="list-style-type: none"> 目撃箇所周辺に集落や施設がない 山林での目撃 農地等で単発的な出沒 	<ul style="list-style-type: none"> 目撃箇所周辺に集落・市街地・施設がある 農地での農作物等被害発生 キャンプ場、観光施設への出沒 市街地への単発的な出沒 	<ul style="list-style-type: none"> 人身事故が起こる可能性が高い状況。または被害が発生 錯誤捕獲 人家等が隣接している農地等への出沒 一定区域への頻繁な出沒 人家、施設（敷地・建物内）等への侵入 人家、施設周辺での居座り 人身被害発生
↓	↓	↓
注意喚起の実施 必要に応じた追い払いやパトロールの実施 有害鳥獣捕獲での捕獲検討（箱わな）	注意喚起の実施 必要に応じた追い払いやパトロールの実施 状況に応じ施設利用の一時停止 誘引物対策 （収穫物、残さ、ゴミの除去、適切管理） 侵入防止対策 有害鳥獣捕獲での捕獲検討（箱わな）	注意喚起の実施 有害鳥獣捕獲（緊急捕獲）の実施検討 緊急を要する場合は、緊急銃猟の検討
【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 中泊町公式HPや中泊町公式SNS等による目撃情報等の発信 状況に応じ、広報車を活用した幅広い周知の実施 緊急銃猟の実施に当たっては、条件の確認及び施設管理者への説明 		

(2) 通報時の対応

地域住民等から通報があった場合、下記の項目のほか対応に必要な項目を聞き取り、関係機関へ周知する。

聞き取り後、出没場所や出没個体の行動、周辺の状況等を確認した上で、緊急銃猟に該当し得ると判断された場合には、五所川原警察署をはじめとする関係機関に連絡するとともに現場対応を行う者、庁舎に残り緊急銃猟実施の準備を行う者に分かれ、速やかに対応する。

出没場所が商業・観光施設等の人の利用が多い施設である場合には、施設管理者及び捕獲者にも連絡し、対応について調整を行う。

聞き取った情報については、中泊町公式LINE等のSNSで情報発信・注意喚起を行うとともに、県自然保護課にも併せて報告を行う。

人身被害が発生している場合は、緊急銃猟の実施に関わらず、警察署、消防署に対して速やかに情報提供を行うこと。

(表5) 目撃情報等の聞き取り事項

項目	内容
通報者/目撃者の情報	<ul style="list-style-type: none">・氏名、連絡先・他機関への通報の有無
人身被害の情報	<ul style="list-style-type: none">・被害発生時の状況・ケガの有無や程度・被害者の状況（わかる範囲で）
出没の種類と発見日時	<ul style="list-style-type: none">・目撃/痕跡の種類・痕跡の場合はその種類（足跡、糞等）・目撃/痕跡を確認した日時
出没場所	<ul style="list-style-type: none">・住所や地番、目印等・目撃場所周辺の環境（交通状況、周辺での人の往来等）・誘引物等の有無
クマの情報	<ul style="list-style-type: none">・頭数、大きさ・目撃時の様子（興奮している、隠れている等）・目撃後の行動（木の上でカキを採食、山へ逃げた等）
対策状況 (※目撃場所が通報者の 所有地等の場合)	<ul style="list-style-type: none">・出没前後での対応状況（追い払い、誘因物除去等）

(中泊町公式SNS等発信用文章案)

【ツキノワグマ目撃情報】

下記のとおり、ツキノワグマが目撃されています。

大変危険ですので、目撃情報のあった地点には近づかないなど、充分注意してください。

◆目撃日時 ○月○日 ○時○分頃

◆目撃場所 大字○○字◆◆付近

◆概要 ツキノワグマ○頭

【ツキノワグマによる人身被害発生】

下記のとおり、ツキノワグマ人身被害が発生しています。

大変危険ですので、人身被害が発生している場所には近づかないでください。

◆日時 ○月○日 ○時○分頃

◆場所 大字○○字◆◆付近

◆概要 ○○中の男性/女性がツキノワグマに襲われ、○○を負傷

(3) 射線方向、交通規制範囲、地域住民等の退避範囲等の対応方針の決定

地域住民等からのツキノワグマに関する通報内容及び現地の状況により、緊急銃猟の検討・条件の確認を行い、実施の判断をした場合、現場においては役割分担を改めて確認し関係機関と連携を図りながら、安全確保措置として交通規制の実施や住民への周知等を行う。

緊急銃猟の実施に向け、射線の方角を決定する際には臨場している警察官や捕獲者からの助言も踏まえながら、以下の点に留意すること。

(留意点1) バックストップがあることを確認し、射線方向には屋内外を含め人がいない状態とすること。

(留意点2) 弾丸が引火物や爆発物に到達するおそれがある場合は、捕獲者等にも危険が伴うことから射線方向を再考すること。埋設水道管等についても確認を行う。

また、交通規制を実施するまでに、規制を行う場所、期間、制限の内容等を一般の供覧に資するよう中泊町公式SNS等に掲載し、内容の周知をする。

(中泊町公式SNS等発信用文章案)

【緊急銃猟を実施します】

○年○月○日○時○分頃から、中泊町内○○集落周辺において、出没したツキノワグマの捕獲等を実施するため通行規制を行います。

ツキノワグマ等により危険が及ぶ可能性があるため、現場付近に近づかないでください。

(4) 緊急銃猟の実施

緊急銃猟の実施に当たっては、緊急銃猟を行う捕獲者が要件を満たしているか別紙1「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト(p17)」を用いて確認を行い、日時氏名等の署名を求める。

中泊町は、捕獲者へ緊急銃猟の実施を委託し、証票を携帯させるほか、現場における留意事項や中止判断時の合図方法などの伝達を確実に行う。

なお、使用する銃種、射撃する角度、射撃するタイミングについては、捕獲者の裁量による。

危険鳥獣の移動等により、緊急銃猟が実施可能となる4つの条件を満たせなくなった場合は、証票を回収する。再度条件を満たし、緊急銃猟の実施が判断された場合には改めて証票を付与すること。

緊急銃猟の実施の流れ及び各段階における役割については、図3(p.16)を参照

(5) 緊急銃猟実施後の対応

緊急銃猟の実施後、原状回復まで終了した場合は、中泊町公式SNS等により交通規制の解除や緊急銃猟終了について周知する。

また、損失が発生したと思われる場合には、被害の状況を記録するとともに、相手方からの請求が必要となるため、請求するよう依頼する。

また、緊急銃猟の実績について、県自然保護課に対して速報を実施日から3日以内、正式報告版を7日以内に提出する。

(SNS等発信用文章案)

【緊急銃猟を終了しました】

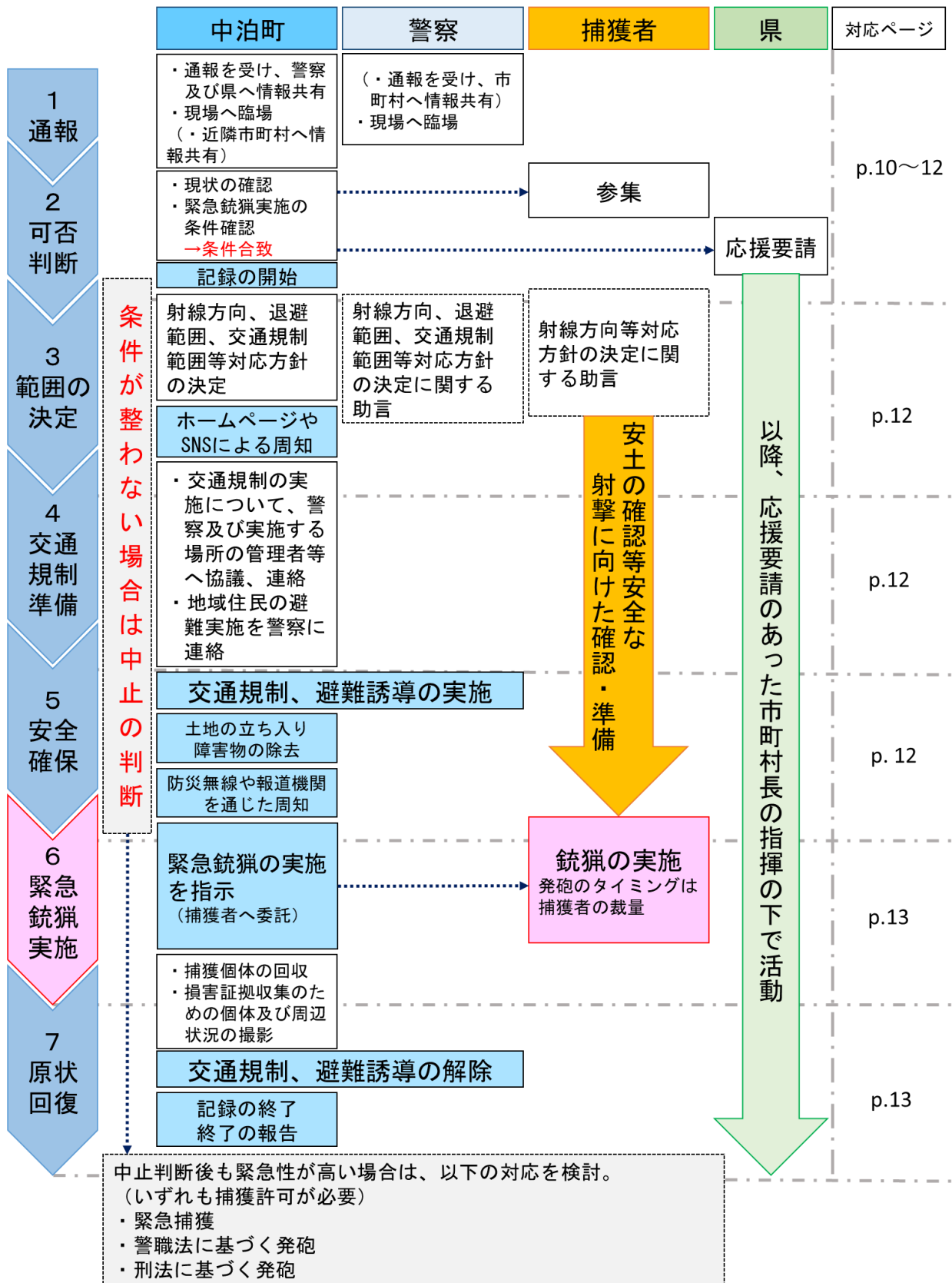
○年○月○日に中泊町大字○○で実施した緊急銃猟は、○時に捕獲を確認し、すべて終了となりました。

御協力いただきありがとうございました。
引き続き、ツキノワグマの出没にご注意ください。

(表6) 現場における役割分担

役割	対応者 (人数は参考)	内容
捕獲者 (射手)	鳥獣被害対策実施隊から推薦を受け、中泊町から委託された者 2名	緊急銃猟の実施者 現場判断
捕獲者をサポートする者	鳥獣被害対策実施隊から推薦された者。(捕獲者を除く) 3名	捕獲者のサポート (捕獲者の技術的サポートや照明、盾等による物理的な射手のサポート)
現場指揮者	農政課職員 2名	銃猟実施までの意思決定、指示等を担当 ※銃猟実施に至るまでの間、警察、実施隊の助言を受けながら現場を指揮
情報連絡員	農政課職員及び応援課 1名以上	関係機関との連絡調整及び現場指揮者への情報伝達
広報担当者	農政課職員 1名以上 総務課広報担当職員 1名以上	報道機関対応 中泊町公式HP, 中泊町公式 SNS 掲載、広報車で呼びかけ
記録者	農政課職員 1名～	ビデオカメラ等での記録
交通制限係	農政課職員及び応援課 数名 五所川原警察署	道路等における通行制限等
避難誘導係	農政課職員及び応援課 数名 五所川原警察署	付近の住民へ避難を呼びかける
地権者等との調整者	農政課職員及び応援課 1名以上	土地の立入りの際に、場所の管理者・地権者 (土地の立入りを行う場合) と調整を行う。
原状回復担当者	農政課職員 2名以上 捕獲者・サポート者 1名以上	個体処分と原状回復 情報連絡員が主体となって行う。

(図3) 緊急銃猟実施の流れ



別紙1 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目(麻醉銃猟をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く。))にあつては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他中泊町の判断により任意で記載する事項	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を中泊町が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、中泊町担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
年 月 日 (捕獲予定者) 名 前 _____		

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。(麻醉銃猟にあつては、例えば、錯誤捕獲個体への麻醉銃猟の経験も含まれる。)

※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

別紙2 緊急銃猟確認チェックリスト

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲</u> 。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第34条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか (法第34条の4)	
	地域住民の避難は行われたか (法第34条の4)	
	広報 (HP や SNS、防災無線等) は行われたか (政令)	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署 (警察署長) に通報を行ったか (政令)	
	鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか (政令) 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか (必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件 (寺社仏閣、貴重品等) に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	(土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか (法第34条の3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか (法第34条の2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか (任意) ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

別紙3 緊急銃猟実施報告様式

1. 基本情報

(1) 緊急銃猟を実施した日時(★)

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載。

(2) 緊急銃猟を実施した場所

住所(★) 緯度経度 (10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載。
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他()
緊急銃猟を実施した場所の状況	※例) 山林から100m離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付。本回答欄に貼り付けるか、本報告の添付資料として別途提出。

(3) 天気

晴れ ・ くもり ・ 雨 ・ その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類(★)	頭数(★) (親子の場合はその旨記載ください)	年齢	性別	オス メス

<次項に続く>

大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)	cm
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料 」Box 4 も必要に応じ参照。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合には記入。					
個体識別に係るDNA検査の実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出、その後明らかになった場合には記入。					
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載。					

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載。

(3) 危険鳥獣による被害状況 (★)

人身被害 ※該当がある場合に○。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○。	
その他の被害(具体的に)	※該当がある場合に記載。

<次項に続く>

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者の考察を記載。

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※中泊町職員かどうか
捕獲者をサポートした者		※中泊町職員かどうか
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の中泊町職員への指示又は中泊町以外の者への委託を行った者		※役職や所属を記載
通行制限を行った者		※役職や所属を記載 例) 〇〇課より〇名
住民への避難を呼びかけた者		※役職や所属を記載 例) 〇〇課より〇名
緊急銃猟の様子を記録した者		※役職や所属を記載
場所の管理者・地権者との調整を行った者		※役職や所属を記載
原状回復を行った者		※役職や所属を記載 例) 〇〇課より〇名

②県への応援の要請を行った場合、派遣された県職員の人数と、実施した内容

--

<次項に続く>

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

--

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	実包等の種類	射撃距離
バックストップの材質	捕獲者とバックストップとのおおよその角度	
土地の立ち入りの実施状況	※他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況を記載	
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲、住民への避難指示の実施方法を記載	
概況図	※模式的な図等を交えて説明。地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載	

<次項に続く>

緊急銃猟の実施に係る対応履歴	※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載
----------------	--

(3) 緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無 (★)	有 ・ 無				
発射弾数		命中弾数		貫通弾数	
跳弾等の有無	有 ・ 無	跳弾の状況			
物損の有無	有 ・ 無				
物損がある場合の今後の対応					
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載。				

<次項に続く>

4. 緊急銃猟を実施した中泊町の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有 ・ 無
緊急銃猟以外の方法による人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有 ・ 無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有 ・ 無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの作成の有無	有 ・ 無	対応マニュアルの作成に関する状況(名称等)	
権限委任等の有無	有 ・ 無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合にはその方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 ・ 無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の実施の有無	有 ・ 無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載。